

枕崎市人権教育・啓発基本計画



『人権の花』運動～ひまわりを育てる児童【市内小学校】

平成 30 年 5 月

枕崎市

【目 次】

第1章 基本計画の策定	3
1 基本計画策定の趣旨	3
2 基本計画策定の背景	3
(1) 人権尊重の国際的な動向	3
(2) 国・県の取組	4
(3) 市の取組	5
3 基本計画の基本理念と目標	5
(1) 基本理念	5
(2) 目標	5
4 基本計画の位置付け	5
第2章 人権教育・啓発の推進	6
1 あらゆる場における人権教育・啓発	6
(1) 学校	6
(2) 家庭	7
(3) 地域社会	8
(4) 企業・職場	8
2 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進	9
(1) 市職員	9
(2) 教職員・社会教育関係者	9
(3) 福祉施設、保健・医療施設関係者	10
第3章 分野別施策の推進	10
1 女性の人権問題	10
2 子どもの人権問題	11
3 高齢者の人権問題	12
4 障がい者の人権問題	13
5 同和問題	14
6 外国人の人権問題	14
7 HIV感染者、ハンセン病患者等の人権問題	15

8 様々な人権問題	15
(1) 犯罪被害者等	15
(2) インターネットによる人権侵害	16
(3) 北朝鮮当局によって拉致された被害者の人権	16
第4章 計画の推進	17
1 計画の推進体制	17
2 関係機関との連携	17
3 基本計画の進行管理と見直し	17
人権に関する用語の解説	18
日本国憲法（抜粋）	24
世界人権宣言	27
人権教育及び人権教育の推進に関する法律	35

第1章 基本計画の策定

1 基本計画策定の趣旨

人権教育及び人権啓発に関する施策の策定は、平成12年12月に施行された「人権教育及び啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）において、地方公共団体の責務として定められ、その取組が求められています。

市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生活できる社会の形成を目指して、人権教育・啓発活動の施策を総合的かつ効果的な方法で継続的に推進する必要があります。

私たちの周りには、今なお、様々な人権問題が発生しています。女性、子ども、高齢者等をめぐる人権問題（同和問題を含む。）、そのほか近年の国際化・情報化・高齢化等の社会情勢の変化や価値観の多様化等による人権問題、犯罪被害者等の人権問題やインターネットによる人権問題などがあります。

このことは、人権尊重の理念やこれらを実践する行動が、まだ十分に定着していないことなどが考えられ、人権教育・啓発に関する一層の取組が求められ、人権尊重の意識を高めることは、市政の重要な課題となっています。

そこで、今後の人権教育・啓発の指針として、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や、「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」等を参考にしながら、「枕崎市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権尊重の精神を育む社会の実現を目指します。

2 基本計画策定の背景

(1) 人権尊重の国際的な動向

人類は、20世紀において2度の悲惨な世界大戦を経験しました。その反省から、国際連合（国連）は、昭和23年（1948年）の第3回総会において、全ての人民と全ての国が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」を採択しました。

その後も人権を確立するために様々な条約等が採択され、取組がなされてきました。しかしながら、世界各地では、いまだに民族間の紛争や宗教の対立などで人権を脅かす問題が起きています。

このような状況を踏まえ国連では、国際社会での人権機運を高めるため平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までを「人権教育のための国連10年」とし、様々な取組がなされてきました。平成16年12月には、後継計画として、「人権教育のための世界計画」が決議され、現在、行動計画を定めて取組が行われています。

(2) 国・県の取組

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、この基本的人権の確立と擁護を図るため、教育基本法、障害者基本法、高齢社会対策基本法、男女共同参画社会基本法等が制定され、また、各種施策も実施されています。

他方、国際社会の一員として、国連の「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、平成9年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（国内行動計画）」を策定しました。

そして、5年間の時限立法として「人権擁護施策推進法」が平成9年3月に施行され、人権擁護推進審議会も設置されました。さらには、この審議会の推薦を受けて、平成12年12月には「人権教育・啓発推進法」が施行されました。

国は、この法律に基づき、平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、様々な人権問題に対する取組を行っています。

また、鹿児島県では、平成10年の県議会において「人権宣言に関する決議」を採択し、翌11年には「人権教育のための国連10年」を推進する鹿児島県行動計画を策定しました。

平成16年12月には、鹿児島県行動計画の内容を充実発展させた「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定し、平成23年に一部変更を行い、人権教育及び啓発施策の効果的かつ総合的な推進を図っています。

(3) 市の取組

人権擁護関係課や教育委員会、市人権擁護委員等との連携を図り、人権教育・人権啓発活動の推進及び人権相談体制の充実に努めています。

人権教育及び啓発活動の推進については、国や県の各計画を参考にしながら関係課等との連携の下、市民一人ひとりに女性、子ども、高齢者等の人権問題（同和問題を含む。）を正しく理解してもらうための取組を実施し、人権尊重社会の実現に努めています。

3 基本計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

人権とは、全ての人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利で、人間らしく生きていくために欠かすことのできない基本的な権利です。

人権の尊重は、世界共通の行動基準とされていることを踏まえ、学校、家庭、地域社会、職場等のあらゆる場を通じて、市民が人権尊重に対する理解を深め、これを体得できるようにすることを基本理念とします。

(2) 目標

本市の総合振興計画には、施策の大綱の一つに「豊かな人間性と文化を育むまちづくり」を掲げています。

このことを踏まえ、市民一人ひとりが人権の大切さを認識するとともに、個の違いを豊かさとして認め合い、日常生活の様々な場面で実践に結び付けることで、「人権尊重のまち」を実現することを本計画の目標とします。

4 基本計画の位置付け

この基本計画は、「人権教育・啓発推進法」における地方公共団体の責務を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を参考に、また、「枕崎市総

合振興計画」や各種計画等との整合性を図りながら、人権教育・啓発に関する施策の基本的な方向を示すものです。

第2章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発

人権尊重社会の実現は、行政だけの取組だけでは困難で、学校、家庭、職場、その他様々な場や機会を通じて、市民と協働して人権教育・啓発を行う必要があります。

そこで、「枕崎市人権教育・啓発基本計画」では、市民生活と深い関わりのある学校、家庭、地域社会、職場等における人権教育・啓発活動を推進する上での現状と課題及び施策の方向を示しています。なお、ここに示す「施策の方向」は活動の目安であり、実施主体において、人権教育・啓発活動を実施する場（学校、家庭、地域社会、職場等）や機会、参加者の年齢層など、その特性に応じた最も効果的な手法を創意工夫しつつ実施することとします。

(1) 学校

現状と課題

小・中・高等学校では、児童生徒の発達の段階に応じ、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の充実に努めています。今後も、多様な人々との交流の機会を生かして人権意識を高めていく必要があります。

施策の方向

学校教育においては、児童生徒が発達の段階に応じて社会生活を営む上での必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることで、人権尊重の精神のかん養が求められています。

また、学校では、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育んでいます。こうした基本的な認識に立ち、県との連携の下にあらゆる教育活動を通して、次の人権教育を推進します。

- ・子どもの発達の段階に応じて、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育を推進します。
- ・社会教育との連携を深め、社会性や豊かな人間性を育むため、社会奉仕活動などを積極的に推進し、多様な体験活動の機会の充実を図ります。
- ・家庭や地域社会において人権尊重の正しい理解と認識が深まるよう、PTA活動や子ども会、公民館活動等とも連携しながら人権教育の充実を図ります。
- ・人権教育を充実したものとするために教職員の意識の高揚や指導者としての資質向上を図ります。

(2) 家庭

現状と課題

家庭は、社会で生活する上で、基本的な生活習慣や社会性をきちんと身に付けさせる場として、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。

しかし、近年、核家族化・少子化等による家庭環境の変化などに伴い、家庭における教育・養育機能の低下が指摘されており、子育てや子どもとの関わりに不安や悩みを抱く保護者が増加している状況にあります。

施策の方向

家庭での教育は、保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通して子どもに示していくことが重要であることから、保護者の学習機会の充実や情報提供など家庭教育の支援に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者への相談体制の充実に努めます。さらに、家庭内での暴力や虐待などを未然に防ぐため、学校や地域、関係機関との連携を一層強め、相談活動の機能充実に努めます。

これらの業務を担う関係機関職員等の資質向上を図るための研修を充実させ、家庭教育機能の強化の支援に努めます。

(3) 地域社会

現状と課題

地域は、様々な人々との触れ合いを通して、人権意識を目覚めさせるなど社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

市民会館や地区公民館をはじめとする社会教育施設を拠点に、人権に関する教室の提供を行うとともに、人権問題啓発資料の配布などを通して人権教育・啓発活動の推進を図っています。

地域社会には、様々な人々が生活する中で、特に目に見えないところで高齢者、障がい者、女性等の人権問題が存在しています。

したがって、地域内での人権尊重の心を育む機会の充実支援が一層必要となっています。

施策の方向

市民が、身近な地域において様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりの推進や生涯学習等を通じて、人権に関する一層の充実を図りながら、人権教育を行っていきます。

(4) 企業・職場

現状と課題

企業・職場等は、その企業・営業活動を通じて地域社会に大きな影響力を持っています。併せて、地域社会に貢献するという社会的責任も担っています。

近年、企業・職場等の社会的責任への関心はますます高まり、それぞれの状況に応じた取組は行われていますが、障がい者の法定雇用率の達成、高齢者（定年退職者等）の継続雇用、男女の賃金や昇進等の格差是正の問題、職場内のあらゆるハラスメント防止など、取り組むべき課題も多く存在しています。

また、個人のプライバシー保護の高まりを受け、個人情報保護に関する法律が平成 17 年に全面施行されました。企業としても、取り扱う個人情報を適正に収集し、利用し、管理することが求められています。

施策の方向

企業は、地域社会の構成員であるという自覚を持ち、働きやすい職場づくり、人権を尊重する職場づくりに取り組むことによって地域社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を定着させる必要があります。

このように、人権尊重の立場に立った労働環境の整備や、障がい者の法定雇用率の達成、職場内のあらゆるハラスメント防止、個人情報適正管理などを実践し、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業内の研修や啓発資料の提供など支援に努めます。

2 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

人権尊重社会の実現のためには、ありとあらゆる人を対象に人権教育・啓発活動を推進する必要があります。

特に、人権に関する職業従事者として市職員、教職員・社会教育関係者、福祉施設、保健・医療施設関係者等が人権に配慮した業務が遂行できるよう、様々な研修を通して人権教育・啓発活動を重点的に推進することとします。

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者として常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。そのために、職員一人ひとりが人権に関する様々な課題を認識し、その問題解決に向けて真摯に取り組むことができるように、人権に関する研修会への積極的な参加や、職場内研修の実施に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

学校における人権教育の推進は、教職員自らが豊かな人権意識を持つことと人権教育の知識や技能を向上させることが不可欠です。社会教育では、社会教育関係者が地域における人権学習を積極的に推進していく役割を担っています。

そのためには、教職員においては、各学校における日常的な研修や市・県が実施する人権教育研修会等へ参加することで、自らの豊

かな人権意識を持ち実践すること、いじめ・障がい者など様々な人権問題の理解と認識を深めること、人権教育に関する知識や技能を向上させることなど、実行力と指導力の向上を図るとともに、子どもの人権に関する相談にも対応できる能力の向上に努めます。

社会教育関係者においては、地域での人権教育に関する認識の深化を図るとともに、指導者としての資質向上のため、一層の研修等の充実に努めます。

(3) 福祉施設、保健・医療施設関係者

福祉施設、保健・医療施設は、子ども、高齢者、障がい者、患者等の様々な人権問題に対する深い理解と認識が求められており、継続的な人権尊重の研修に取り組む必要があります。このようなことから、これらの業務に携わる職員に対して、インフォームド・コンセントの普及、徹底を図るとともに、人権意識向上のための人権教育・啓発活動が推進されるよう、関係諸団体と連携を十分に図り、継続的な人権尊重の研修会等を実施します。

第3章 分野別施策の推進

1 女性の人権問題

現状と課題

社会生活の様々な場面において固定的な性別役割分担意識が残っており、女性が差別や不利益を受けることが少なからずあります。配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）、セクシュアル・ハラスメント、性暴力などの女性に対する暴力がいまだに存在するなど、真に男女平等が実現しているとは言い難い状況にあります。

男女共同参画の視点に立って、男女が共に社会のあらゆる分野に参画し、持てる能力や個性を十分発揮できるよう、社会制度や慣習を見直し、女性の人権を確立するとともに、女性に関する様々な問題の相談体制の整備等を図ることが求められています。

施策の方向性

男女が共に社会の対等な構成員として、お互いに責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成 23 年度に第 2 次枕崎市男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的、計画的な推進に取り組んでいます。また、平成 29 年度には枕崎市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に関する取組を、総合的・体系的に推進しています。

固定的な性別役割分担意識を背景とした社会制度・慣習を改め、人権意識に基づく男女平等観を確立するために、学校・家庭・地域・職場など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・啓発活動の充実に取り組めます。

女性に対する暴力は、人権を侵害する犯罪行為であり、決して許されるものではないという社会認識を広めるために、あらゆる場で研修や広報・啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携を強化し被害者の適切な保護や救済に積極的に取り組めます。

女性に対する暴力や就労の場での性差別等の相談については、相談者への助言や必要な情報提供などを行い、必要に応じて、国や県などの関係機関と連携を図り相談体制の充実に努めます。

2 子どもの人権問題

現状と課題

子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。家族においては、少子化や核家族化を背景に、家庭内暴力、児童虐待（養育の放棄を含む。）が大きな問題になっています。また、学校においては、いじめ、不登校などが問題となっています。さらに、地域社会においては、地縁的な連帯が弱まり、人間関係の希薄化が進む中、有害図書などの氾濫やインターネットを介した性的被害、薬物乱用などが社会的問題となっています。

今後は、大人はもとより子どもたちにも人権尊重について正しい理解と認識を深めてもらうことと同時に、他者の立場を尊重し、他者の違いを個性として認識できる人間に成長できる環境づくりを推進する必要があります。

子どもの人権問題は、関係課が窓口となり、関係機関と連携して諸問題等の相談業務に従事しています。

施策の方向

子どもたちの意思が尊重され、権利が保障される環境づくりを進める中で、豊かな人権感覚を備えた人に成長するよう支援をします。

特に、深刻化する児童虐待（養育の放棄を含む。）については、虐待の早期発見、早期対応を図っていくため福祉、教育、保健、医療機関との密な連携を図り、虐待を受けた子どものケア、大人への教育及び啓発活動を推進します。

また、子育て家庭の孤立化や子育てへの負担感が児童虐待の要因の一つであることから、地域全体で子育て家庭の支援を行う体制づくりの構築に努めます。

3 高齢者の人権問題

現状と課題

高齢者人口の増加や核家族化の進行により、高齢者のみの世帯が増加しており、高齢化社会に対応したサービスの充実や地域社会からの孤立に対する支援への必要性が高まっています。また、高齢者の人権に関わる問題として、高齢者に対する身体的、精神的な虐待や財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されています。

高齢者が地域社会で安心して生活するためには、高齢者本人だけでなく、周囲の関係者に対しても、わかりやすく情報を提供し、早期の相談に結び付けていくことが必要です。

また、介護サービスを始めとする各種サービスの利用しやすい環境づくりや地域で安心して生活できる支援体制の整備充実などが求

められています。

施策の方向

高齢者が地域社会の一員として生きがいを持って暮らせるよう、地域において人権擁護の啓発活動や研修会等を実施し、人権意識の高揚を図ります。また、高齢者にはできる限り自立して住み慣れた地域で生活ができるよう、より質の高い福祉や介護サービスを目指し、諸施設のバリアフリー化にも努めます。

また、学校では、高齢者への尊敬や感謝の心を育むとともに、福祉や介護の問題等に関する理解を深める教育を推進します。

4 障がい者の人権問題

現状と課題

障がい者は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれています。また、障がい者への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいの発生原因や症状についての理解不足が関わっている場合もあります。

国においては、長期的視点に立った障がい者施策の推進が図られてきたほか、県においても、全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」や、障がい者が健常者と同等に生活し、活動する社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けた総合的、計画的な取組が進められてきました。

障がいのある人を含む全ての人々が互いに理解し合い、共に支え合って生きる共生社会を実現していくためには、行政が障がい者に対する各種施策を実施していただくだけではなく、地域の人々が障がいへの知識と障がいのある人などに対して十分な理解と認識を深めていく必要があります。

施策の方向

障がいの有無に関わらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、「障がい者の人権に関する

広報・啓発活動の推進」、「障がい者に対する理解を深める教育の推進」、「障がい者の雇用・就業機会の確保」、「公共施設のバリアフリー化の促進」等に積極的に取り組みます。

また、障がい者の権利擁護のため「障害者の日」や「障害者週間」、市の福祉関係行事などあらゆる機会を通して相談・支援体制の充実に努めます。

※障害者の日は毎年12月9日、障害者週間は毎年12月3日～9日

5 同和問題

現状と課題

昭和40年（1965年）の同和対策審議会の答申では、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的な課題である」との基本認識を明らかにして、国や地方公共団体の積極的な対応を促しました。また、この答申は、その後の同和対策の基礎となり、同和対策事業特別措置法や関係諸施策が積極的に推進されました。

また、平成28年12月には、部落差別を解消する必要性について国民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題でもあります。

施策の方向

今後も、同和問題に対する正しい理解と認識が市民一人ひとりまで得られるように、関係機関や各種団体等と連携し、差別意識の解消に向け積極的に教育及び啓発活動の促進に努めます。

6 外国人の人権問題

現状と課題

我が国では、在住外国人の急激な増加に伴い、言語・習慣・文化等の違いから外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。ま

た、文化や生活習慣の違いから生じる誤解や偏見などによる、外国人の人権に対する理解の不足などが課題としてあります。

施策の方向

国際化時代にふさわしい人権意識を育むよう、学校や社会教育において人権啓発活動に努めます。

また、外国人が安心して快適に生活できるよう、各種行事を通して外国人に対する理解を深め、外国人との交流活動の促進に努めます。

7 HIV感染症、ハンセン病患者等の人権問題

現状と課題

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、HIV等の感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者等に対する様々な人権問題が生じています。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、患者等に対する偏見や差別意識の解消など、人権に対する配慮も欠かせません。

施策の方向

HIV感染症やハンセン病に対する正しい知識の普及を図るため、広報紙等を活用して差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。また、関係機関と連携しHIV感染者等の人権問題の解決を図るため啓発活動を推進します。

8 様々な人権問題

(1) 犯罪被害者等

犯罪被害者等は、直接的に被害を受けるだけでなく、事件による精神的なショックが日常生活に支障を来したり、医療費の負担、失職等によって経済的に困窮することもあります。また、捜査や裁判の過程での精神的負担や近隣のうわさ等による不快感からのストレス、行き過ぎた取材報道など様々な問題があります。

犯罪被害者等が地域社会で安心して生活できるように、犯罪被害

者等の人権について正しい理解と認識を深めることが大切です。

犯罪被害者等が地域社会で安心して生活できるように、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深めるためにあらゆる場を通じて啓発活動を推進します。また、関係機関と密接に連携して、犯罪被害者への相談、支援に取り組みます。

(2) インターネットによる人権侵害

近年の社会環境の急激な変化の一因にインターネットの普及が挙げられます。インターネットは発信者に匿名性があり、情報発信が容易にできるということから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現が掲載されるなど人権に関わる問題が発生しています。

インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐると問題を含め情報化の進展が社会にもたらす影響を認識し、情報の収集や発信における個人の責任や、情報モラルについて理解するために、人権教育・啓発活動に努めます。

また、インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、相談内容に対応できるよう鹿児島地方法務局など関係機関団体と緊密な連携を図ります。

(3) 北朝鮮当局によって拉致された被害者の人権

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が平成 18 年 6 月に公布・施行され、国及び地方公共団体の責務等により、国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められています。

毎年 12 月 10 日から 16 日までの「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、広く市民に対して拉致問題等についての正しい知識を普及したり、関心と認識を深めるために、あらゆる媒体を活用して啓発活動を推進します。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

この基本計画の実施に当たっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、市役所内の関係課等と緊密な連絡調整を図りながら施策の推進に努めます。関係課等については、この基本計画の趣旨を十分に踏まえ、各種の施策を積極的に行うこととします。

2 関係機関との連携

人権教育・啓発を総合的、効果的に推進するために、国、県、市町村、関係機関及び団体（民間団体も含む。）との連携が不可欠です。特に、人権意識向上の普及・啓発に積極的な活動を行っている知覧人権擁護委員協議会や鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携を密にしていきます。

3 基本計画の進行管理と見直し

この基本計画の推進に当たっては、施策の進捗状況を定期的に点検し、その結果が以後の施策に反映されるよう進行管理を行い、計画の目標実現に努めます。

また、国、県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて基本計画を見直すこととします。

【人権に関する用語の解説】

【ア行】

インフォームド・コンセント

「十分な説明を受けた上での(患者の)同意」で、患者が医師等から自己の状態や治療について説明を受け理解した上で治療を選択すること。患者と医師等が合同で治療を行うことが、治療環境に最適であるとされている。

エイズ、H I V感染者

エイズとは、ヒト免疫不全ウイルス(H I V)によって起こる疾患で、正確には「後天性免疫不全症候群」といいます。

また、H I V感染者とは、H I Vの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人を指します。

N P O

民間非営利組織。営利を目的としない公益的な市民活動を行う組織、団体のこと。平成10年(1998年)には、「任意団体」に「法人格」を与え、N P Oの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法(N P O法)が施行されています。

【力行】

鹿児島県人権啓発活動ネットワーク協議会

県内に所在する人権啓発に関わる機関等(知覧及び川内支局を含む鹿児島地方法務局、県、市町村、鹿児島及び知覧、川内の人権擁護委員協議会)が連携・協力関係を確立し、各種人権啓発活動を総合的・効果的に推進することを目的とする組織です。

心の教育

学校、家庭、地域社会の連携の下で、生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他人への思いやりや社会性など子どもの豊かな心を育む教育

【サ行】

児童虐待

「児童虐待の防止等に関する法律」において、保護者が監護する児童に対し「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」「児童にわいせつな行為をすること、又はさせること」「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」「児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義されています。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

平成元年(1989年)11月に国連総会で採択されました。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約です。我が国は、平成6年(1994年)に批准しました。

社会的入院

病状が安定し必ずしも入院治療の必要はないが、家庭環境や精神障がい者社会復帰施設、在宅福祉サービス等の地域における受け皿とのつながりが無いなどのため、病院への入院を余儀なくされている状態をいいます。

女子差別撤廃条約

全ての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約です。我が国は、昭和60年(1985年)に批准しました。

人種差別撤廃条約

締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有(生まれながらに持っていること)を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策を、全ての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とした条約です。我が国は、平成7年(1995年)に批准しました。

ストーカー行為

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を繰り返し行うことをいいます。

世界人権宣言

昭和23年(1948年)12月、国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。

なお、採択された12月10日は、「世界人権デー」とされ、我が国では、12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した、性的な言動を行い、それに対する対応によって、不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって相手の生活環境を著しく悪化させることをいいます。

【夕行】

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均

等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的・精神的・性的な暴力などをいい、様々な形態があります。殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えられることなども含まれた概念をいいます。

トラウマ（心的外傷）

犯罪や事故による被害、自然災害、戦争被害、家族や友人の死等の個人では対処できない衝撃の大きな出来事に遭遇したときに受ける精神的な傷をいいます。例えば、子どもを失った親が、その後社会から離れて自宅に引きこもることもあれば、逆にとりつかれたように仕事にのめり込んだりすることもあるなど、その症状は、遭遇した出来事によっても様々です。

【ナ行】

ノーマライゼーション

障がい者が障がいのない者と同等に安全で快適な生活を送り、社会活動に自由に参加し、自立して生活することができる社会を目指すという理念

難病

昭和 47 年、厚生省（現厚生労働省）が策定した「難病対策要綱」によると、「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」とされています。

【ハ行】

バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で、物理的・心理的障壁(バリア)となるものを除去するという意味です。

もとは、建築用語として、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも使用されています。

パワーハラスメント

役職などの上位にある者が、その地位を利用し嫌がらせを行うこと。本来の仕事の範疇を超え、継続的に人格と尊厳を傷つける行動をし、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

ハンセン病

明治6年(1873年)にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

PTSD (心的外傷後ストレス障がい)

事件等の出来事によりトラウマ(心的外傷)を受けた人が、その出来事の数週間から数カ月後に「その時の苦痛をたびたび再体験する」「事件等を思い出させる行為や状況を回避する」「緊張感からくる不眠や、びくびくしたりする状態が長期間続く」などの持続的な精神的、身体的症状を呈することをいいます。

ひきこもり

特定の病名や診断名でなく、様々な要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわた

って失われている状態のことを指します。

確かな調査統計はありませんが、このような状態にある人は全国に50万人から100万人いるとも言われています。

【その他】

※「障害」の表記について

法律や福祉制度では、漢字を用いて「障害」としていますが、本計画では法律や制度等を用いているものを除き、「障がい」のように「害」をひらがなで表記しています。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強

制されない。

- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に

普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

昭和23年12月10日採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共

同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自由の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障がい、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強

化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にたったのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又

はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。